

監査の結果（平成 28 年 12 月 1 日決定分）

第 1 監査の概要

1 監査の趣旨

監査は、地方自治法第 199 条の規定に基づき、財務に関する事務及びその他の事務・事業が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

2 監査の実施方法

監査は、実地監査又は書面監査の方法により執行した。

実地監査は、監査委員が監査対象機関へ出向き、提出された監査資料を基に、平成 27 年度から監査日までの事務・事業の中から抽出の方法により、関係諸帳簿及び証拠書類との照合並びに関係者からの事情聴取等を行い、実施した。

また、書面監査は、提出された監査資料と証拠書類を突合するとともに、必要に応じて追加資料の提出を求める方法で実施した。

3 監査の結果等

監査の結果については、法令等に違反し又は不当であることが明らかであり、速やかに是正を求めるものを「指摘事項」として、また、業務の執行等において改善を求めるもの及び長期未納のうち改善を求める必要があるものを「改善を求める事項」として区分している。

このほか、業務の執行等において今後検討を要請するものは、「検討要請事項」として公表している。

4 監査対象機関

監査対象機関は、次表のとおり、県の機関が 25 機関である。

	機関名	監査実施日	職員調査日	監査の方法	ページ
1	会計管理部	平成 28 年 8 月 4 日	平成 28 年 7 月 21 日	実地	3
2	危機管理監	平成 28 年 8 月 9 日	平成 28 年 7 月 26 日	実地	4
3	総務局	平成 28 年 8 月 10 日	平成 28 年 7 月 25 日	実地	5
4	県立文書館	平成 28 年 8 月 10 日	平成 28 年 7 月 25 日	実地	7
5	県立総合技術研究所	平成 28 年 8 月 10 日	平成 28 年 7 月 25 日	実地	8
6	地域政策局	平成 28 年 8 月 26 日	平成 28 年 7 月 28 日	実地	9
7	環境県民局	平成 28 年 8 月 9 日	平成 28 年 7 月 26 日	実地	10

8	健康福祉局	平成 28 年 8 月 8 日	平成 28 年 7 月 11 日	実地	11
9	商工労働局	平成 28 年 8 月 5 日	平成 28 年 7 月 14 日	実地	14
10	農林水産局	平成 28 年 8 月 1 日	平成 28 年 7 月 6 日	実地	15
11	土木建築局	平成 28 年 8 月 3 日	平成 28 年 7 月 20 日	実地	17
12	企業局	平成 28 年 7 月 20 日	平成 28 年 7 月 1 日	実地	19
13	病院事業局	平成 28 年 7 月 20 日	平成 28 年 7 月 1 日	実地	20
14	議会事務局	平成 28 年 7 月 15 日	平成 28 年 7 月 5 日	実地	21
15	教育委員会事務局	平成 28 年 7 月 26 日	平成 28 年 7 月 12 日	実地	22
16	県立埋蔵文化財センター	平成 28 年 7 月 26 日	平成 28 年 7 月 12 日	実地	23
17	警察本部	平成 28 年 7 月 21 日	平成 28 年 7 月 4 日	実地	24
18	警察学校	平成 28 年 7 月 21 日	平成 28 年 7 月 4 日	実地	25
19	選挙管理委員会事務局	平成 28 年 8 月 26 日	平成 28 年 7 月 28 日	実地	26
20	監査委員事務局	平成 28 年 8 月 2 日	平成 28 年 7 月 13 日	実地	27
21	人事委員会事務局	平成 28 年 12 月 1 日	平成 28 年 7 月 13 日	書面	28
22	労働委員会事務局	平成 28 年 12 月 1 日	平成 28 年 7 月 13 日	書面	29
23	広島海区漁業調整委員会事務局	平成 28 年 8 月 1 日	平成 28 年 7 月 6 日	実地	30
24	広島県内水面漁場管理委員会事務局	平成 28 年 8 月 1 日	平成 28 年 7 月 6 日	実地	31
25	収用委員会	平成 28 年 8 月 3 日	平成 28 年 7 月 20 日	実地	32

5 委員の除斥

議会事務局の監査については、地方自治法第 199 条の 2 の規定により、議員から選出された中原委員及び児玉委員を監査執行に当たり除斥した。

第2 監査の結果

監査の結果は、次のとおりである。

1 会計管理部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務	現金・物品の出納及び保管に関する事務 会計・物品事務の指導、監督及び企画調整に関する事務 支出命令等の審査、会計検査に関する事務 決算の調製に関する事務 契約事務の企画立案及び指導に関する事務(建設工事に係るものを除く) 総務事務の集中処理に関する事務
イ 組織体制	3課
ウ 職員数 (平成28年4月1日現在)	会計総務課、審査指導課、総務事務課
エ 主な施策 (平成27年度)	常勤職員及び再任用職員の合計 57人 会計事務の品質向上 県民サービスの向上 事務事業の改善

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

公募型プロポーザル契約について

公募型プロポーザル方式による契約について、応募者が一者だけのものが数多く見受けられる。応募者が一者の場合であっても、業務実施方法の改善や価格の低減が図られるような企画提案を受けられるように、事務処理要領の見直しを行うなど、委託役務業務の品質向上を図っていただきたい。(総務事務課)

2 危機管理監

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 危機管理の総合調整に関する事務
消防及び高圧ガス等の取締りに関する事務
- イ 組織体制 2課1担当
- | | |
|----|----------------------|
| 課名 | 危機管理課、減災対策推進担当、消防保安課 |
|----|----------------------|
- ウ 職員数（平成28年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 45人
- エ 主な施策（平成27年度）
県民の防災意識の醸成
地域の災害対処能力の向上
県・市町の災害対処能力の向上
保安体制の充実

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

3 総務局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 県行政の基本的事項の企画及び総合調整に関する事務

職員の進退及び身分に関する事務

議会及び県の行政一般に関する事務

県の予算、税その他の財務に関する事務

統計に関する事務

条例の立案その他他局の主管に属しない事務

イ 組織体制 11課1チーム1担当

課名	総務課、審理担当、秘書課、人事課、業務プロセス改革課、福利課、財政課、財産管理課、税務課、経営企画チーム、広報課、統計課、研究開発課
----	--------------------------------------------------------------------

ウ 職員数（平成28年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 283人

エ 主な施策（平成27年度）

県政の基本的事項の企画及び総合的推進

産業活動を支える基盤の強化

地域協働の仕組みづくり

地方分権改革の推進

新しい行政運営体制の確立

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

ア 自動車税の減免について

身体障害者等に対する自動車税の減免について、家族等（身体障害者等と同一生計の者）が所有又は運転する自動車については、本人の通学、通院等のために専ら使用する場合に限り対象となるが、この減免を決定する決議書には、当該自動車が要件を満たしているかを判断できる程度の具体的な記載や資料の添付はなく、県税事務所において、減免申請の受付時に口頭で減免要件の確認を実施していた。

また、減免決定年以降は、申請事項の変更の有無のみを記載させる現況報告書の提出を求めている。

税の減免は個々の納税者に対して租税債権を放棄するものであるので、当該自動車が身体障害者等本人のために専ら使用していることについて、客観的な説明ができるよう、減免申請書等の記載事項の確認方法や記録などについて、様式の変更を含めて検討する必要がある。（税務課）

イ 地方税及び国民健康保険料（税）に係る県及び市町による効果的な滞納整理協同体制の構築について

平成30年度から国民健康保険料（税）の財政運営の責任主体等が都道府県に移管されることから、県税の徴収ノウハウを国民健康保険料（税）の滞納整理に活用し、各市町で差異がある国民健康保険料（税）の収納率の向上を図り、負担の公平性を確保する仕組みづくり

が必要である。については、地方税における併任徴収や直接徴収の取組を発展させ、地方税及び国民健康保険料(税)に係る県及び市町による効果的な滞納整理協同体制の構築について、市町の意見を聞きながら地域の実情に即した検討をしていただきたい。(税務課)

4 県立文書館

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 県に関する歴史的資料として重要な行政文書、古文書その他の記録（以下「文書等」という。）の収集、整理及び保存に関する事務
文書等の利用に関する事務
文書等の調査及び研究に関する事務
文書等についての専門的な知識の普及啓発等
- イ 所在地 広島市中区千田町三丁目7番47号
- ウ 職員数（平成28年4月1日現在）
常勤職員及び再任用職員の合計 6人
非常勤職員数 7人
- エ 主な事業実績（平成27年度）
・ 重要な行政文書等の収集・整理・保存・管理（平成28年4月1日現在）
行政文書約57,124冊、行政資料約104,446冊、古文書約249,189点
マイクロフィルム約236万コマ、複製資料約40,000冊、図書約23,000冊
- ・ 利用状況 (単位：人)
- | 来館者数 | 資料閲覧 | 利用相談 | 講座等 | 展示閲覧 | 見学 |
|-------|-------|------|-------|-------|----|
| 6,082 | 1,294 | 421 | 2,360 | 1,936 | 71 |

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

5 県立総合技術研究所

(1) 機関の概要

- ア 主な業務 産業技術（工業、農業、畜産業、水産業及び林業）並びに保健及び環境に関する試験研究の企画及び管理
- イ 所在地 広島市中区基町10番52号
- ウ 組織体制 1部（企画部）
- エ 職員数（平成28年4月1日現在）
常勤職員数 10人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

6 地域政策局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 都市活性化、中山間地域対策その他の地域振興の推進及び総合調整に関する事項

市町その他公共団体の自治の振興に関する事項

イ 組織体制 6課1チーム

課名	地域政策総務課、地域力創造課、都市圏魅力づくり推進課、中山間地域振興課、市町行財政課、国際課、平和推進プロジェクト・チーム
----	---------------------------------------------------------------

ウ 職員数（平成28年4月1日現在）

常勤職員の合計 102人

エ 主な施策（平成27年度）

鉄道・バス・離島航路等の交通対策

都市活性化施策の企画調整

地域振興施策の企画調整、中山間地域振興施策の推進、交流・定住促進対策、国土調査

市町行財政運営助言、地方交付税、起債、市町に対する総合的支援、市町への権限移譲の総合調整

国際交流・平和貢献の推進、多文化共生社会づくり、留学生受入促進

「国際平和拠点ひろしま構想」の推進

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

ア 中山間地域振興施策について

中山間地域において、このまま人口減少、高齢化が進むと、農村の集落機能がさらに低下し、農地等が担っている国土保全機能の維持が難しくなっていくことが予想される。そのため、中山間地域の定住促進に繋がるよう雇用の場を確保し、兼業農家や小規模零細農家を含めた所得の向上を図る観点や、農村の集落機能及び農地等が担っている国土保全機能の維持の観点から、これまでの施策の成果を検証するとともに、関係部局と連携の上、より効果的な施策や事業を検討していただきたい。（中山間地域振興課）

イ 県営と市町の水道事業の連携強化について

県営水道事業及び市町水道事業については、人口減少等により給水需要が減少する中、管路や施設・設備等の老朽化に伴う費用の増加による水道料金の県民負担を抑制する観点から、地域政策局、健康福祉局、企業局が連携して、事業の一層の効率的・効果的な連携方策について検討していただきたい。（市町行財政課）

7 環境県民局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務	県民生活に関する事務 県民文化に関する事務 生活環境及び自然環境の保全に関する事務
イ 組織体制	11課1担当

課名	環境県民総務課、文化芸術課、消費生活課、人権男女共同参画課、県民活動課、学事課、大学教育振興担当、環境政策課、環境保全課、自然環境課、循環型社会課、産業廃棄物対策課
----	------------------------------------------------------------------------------------

ウ 職員数（平成28年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 166人

エ 主な施策（平成27年度）

- 文化・芸術の振興
- 消費者被害の防止と救済
- 人として互いに尊重する社会づくり
- 男女共同参画社会づくり
- 青少年の健全育成と若者の自立支援
- 私学教育の振興
- 高等教育機能の向上
- 地球温暖化の防止
- 地域環境の保全
- 自然環境の保全と活用
- 循環型社会の構築

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

8 健康福祉局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務　社会福祉に関する事務
保健衛生に関する事務
高齢者・障害者支援、児童福祉に関する事務
社会保障に関する事務

イ 組織体制　17課1担当

課名	健康福祉総務課、子育て・少子化対策課、働く女性応援課、こども家庭課、医務課、がん対策課、被爆者支援課、健康対策課、食品生活衛生課、薬務課、医療介護計画課、医療介護人材課、地域包括ケア・高齢者支援課、医療介護保険課、国保県単位化推進担当、地域福祉課、社会援護課、障害者支援課
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ウ 職員数（平成28年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 289人

エ 主な施策（平成27年度）

- 少子化対策・子育て支援
女性の働きやすさ日本一への挑戦
信頼される医療・介護提供体制の構築
がん対策日本一に向けた取組の強化
児童虐待防止対策事業
動物愛護業務強化推進事業
聴覚障害者情報提供施設整備事業

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。（障害者支援課）

使用許可財産	許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料（年額）
土地（障害者リハビリテーションセンター）	電柱敷等 8件	平成28年4月30日	平成28年6月22日	66,210円
建物（障害者リハビリテーションセンター）	ATM等 6件	平成28年4月30日	平成28年6月22日	134,820円
土地（障害者療育支援センター）	電柱敷等 3件	平成28年4月30日	平成28年6月22日	500,810円
建物（障害者療育支援センター）	自動販売機等 4件	平成28年4月30日	平成28年6月22日	1,104,150円
建物（福山若草園）	自動販売機	平成28年4月30日	平成28年6月22日	30,570円
土地（視覚障害者情報センター）	自動販売機	平成28年4月30日	平成28年6月22日	1,680円

建物（視覚障害者情報センター）	法人事務所	平成28年4月30日	平成28年6月22日	49,660円
根 拠	行政財産の使用料に関する条例第4条			

イ 看護師等修学資金貸付金に係る事務処理について

看護師等修学資金貸付金については、貸付けを受けた者が看護職員養成施設を卒業後1年以内に看護職員の免許を取得し、かつ、県内の医療機関等で5年以上看護職員としての業務に従事したときなど返還免除の要件を満たした場合には、貸付けを受けた者からの申請を受けて、貸付金の返還が免除される。

また、貸付けを受けた者が看護職員養成施設を退学したとき、卒業後1年以内に看護職員の免許を取得できなかったときなど返還免除の要件を満たさない場合などには、貸付金を返還しなければならないこととなっている。

この貸付金の返還免除又は返還の手続が行われていないものがあった。適正な事務処理に努められたい。（医療介護人材課）

根 拠	広島県看護師等修学資金貸付規則第5条、第14条
-----	-------------------------

ウ 施設整備等補助金の額の確定について

平成27年度に実施した財政援助団体監査において、次の補助金の補助対象工事のうち地盤改良工事が、当初の設計とは異なった工事がなされていた。また、補助金交付者である県は、当初設計に基づき、中間検査、竣工検査を行い、額の確定を行っていた。

については、一連の補助金交付手続について再確認し、今後は適正に実施するよう努められたい。（地域福祉課、障害者支援課）

補助金名	平成25年度社会福祉施設等整備費補助金（平成26年度繰越分）
------	--------------------------------

【検討要請事項】

ア 施設整備等補助金に係る工事の重要な部分の確認と検査体制の見直しについて

上記指摘事項のウについては、健康福祉局では事業者が設計変更の報告を行わなかつたことが問題であるとして、事業者指導、中間検査及び竣工検査について改善を行ったところである。

しかし、根本的な問題は、地盤改良工事が建物の長期の安定性に係るものであり、補助対象事業全体に対する重要な工事であるにもかかわらず、設計どおりに施工されているかどうか必要な確認をせず、補助金を支出したことである。

については、補助事業の目的が達成されるよう、補助金の交付の条件となるような工事の重要な部分を補助事業者との間であらかじめ確認しておくとともに、中間検査及び竣工検査を行う体制の抜本的な見直しに努めていただきたい。（健康福祉総務課）

イ 広島がん高精度放射線治療センターの経営について

広島がん高精度放射線治療センターについては、広島大学病院、県立広島病院、広島市立広島市民病院、広島赤十字・原爆病院の4基幹病院と広島県医師会、広島市、県の7者の連携・共同事業として平成27年10月に開設したところであり、高度な放射線治療機能を集約し連携を図ることとしていたが、現在は、治療患者数及び収益実績は当初の計画に比して大きく下回っており、医業収益の不足分を県の一般財源から補てんしている状況で

ある。

県は当センターの設置者として、設置目的である高精度放射線治療の機能集約と連携について、改めて4基幹病院と認識の共有を図るとともに、その他県民の利用促進にも積極的に広報する等、経営状況の改善に努めていただきたい。（がん対策課）

ウ 県営と市町の水道事業の連携強化について

県営水道事業及び市町水道事業については、人口減少等により給水需要が減少する中、管路や施設・設備等の老朽化に伴う費用の増加による水道料金の県民負担を抑制する観点から、地域政策局、健康福祉局、企業局が連携して、事業の一層の効率的・効果的な連携方策について検討していただきたい。（食品生活衛生課）

エ 地方税及び国民健康保険料（税）に係る県及び市町による効果的な滞納整理協同体制の構築について

平成30年度から国民健康保険料（税）の財政運営の責任主体等が都道府県に移管されることから、県税の徴収ノウハウを国民健康保険料（税）の滞納整理に活用し、各市町で差異がある国民健康保険料（税）の収納率の向上を図り、負担の公平性を確保する仕組みづくりが必要である。については、地方税における併任徴収や直接徴収の取組を発展させ、地方税及び国民健康保険料（税）に係る県及び市町による効果的な滞納整理協同体制の構築について、市町の意見を聞きながら地域の実情に即した検討をしていただきたい。（国保県単位化推進担当）

9 商工労働局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務
商業、工業及び観光に関する事務
物資（農林水産物資を除く）の流通に関する事務
労働に関する事務
- イ 組織体制
9課2チーム

課名	商工労働総務課（東部産業支援担当）、雇用労働政策課、職業能力開発課、イノベーション推進チーム、産業人材課、医工連携推進プロジェクト・チーム、経営革新課、県内投資促進課、海外ビジネス課、ひろしまブランド推進課、観光課
----	-------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ウ 職員数（平成28年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 192人

エ 主な施策（平成27年度）

- 新たな投資誘致戦略
多様な創業・事業化を支援する体制の整備
創業・事業化を促進する金融、経営、技術開発等による支援
産学の新たなパートナーシップ形成
次代を支える医療関連・環境浄化産業クラスターの形成
ものづくり産業の高度化
海外での事業活動の活発化支援
「観光立県ひろしま」の実現に向けた戦略推進
「瀬戸内 海の道構想」の推進
U・Iターン就職の促進
新たな価値を創造する人材の集積
海外市場の開拓に必要な人材の集積
若年者・高年齢者・障害者に対する就業支援
中山間地域の地域力強化
「ひろしま」ブランド価値向上の推進

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

10 農林水産局

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務	農業、林業及び水産業に関する事務 農林水産物資の流通に関する事務
イ 組織体制	12課
課 名	農林水産総務課、団体検査課、販売・連携推進課、就農支援課、農業経営発展課、農業技術課、畜産課、水産課、林業課、森林保全課、農林整備管理課、農業基盤課

ウ 職員数（平成 28 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 260 人

エ 主な施策（平成 27 年度）

産業として自立できる農林水産業の確立
農林水産物の販売力の強化
県民の安全で安心できる食生活の実現
農林地の公益的機能の維持発揮
農山漁村地域の暮らしの安全安心の確保

(2) 監査の結果

【指摘事項】

行政財産使用料の徴収について

行政財産使用料の徴収において、収入手続が遅延しているものがあった。適正な事務処理に努められたい。（森林保全課）

使用許可財産	許可内容	徴収すべき期限	納付書に記載された納付期限	使用料(年額)
広島県立広島緑化植物公園（土地）	電柱（6本） 支柱・支線（9本）	平成 28 年 4 月 30 日	平成 28 年 6 月 15 日	2,700 円
広島県緑化センター（土地）	電柱（25 本） 支柱・支線（25 本）	平成 28 年 4 月 30 日	平成 28 年 6 月 15 日	9,000 円
根拠	行政財産の使用料に関する条例第 4 条			

【改善を求める事項】

特別会計に係る財務書類の作成・公表について

平成 26 年度に、一般財団法人広島県農林振興センターから県営林事業費特別会計に移管した分取造林事業については、「第 1 期広島県県営林中期管理経営計画」などを策定し、経営改善に取り組んでいるところである。

また、平成 27 年度から事業の収支計画及び実績等を記載した「事業実施状況」を作成・公表するとともに、平成 28 年 9 月には貸借対照表が作成・公表され、その注記において分取造林事業の経営改革に伴う県民負担及び森林資産の将来収益見込等を記載しており、財務情報の

開示に取り組んでいるところである。

今後は、従前から実施している「県営林事業」及び移管された「分収造林事業」、それぞれの経営成績や財政状態が分かるよう、より一層経営状況の透明化を図っていただきたい。（農林水産総務課、森林保全課）

【検討要請事項】

中山間地域振興施策について

中山間地域において、このまま人口減少、高齢化が進むと、農村の集落機能がさらに低下し、農地等が担っている国土保全機能の維持が難しくなっていくことが予想される。そのため、中山間地域の定住促進に繋がるよう雇用の場を確保し、兼業農家や小規模零細農家を含めた所得の向上を図る観点や、農村の集落機能及び農地等が担っている国土保全機能の維持の観点から、これまでの施策の成果を検証するとともに、関係部局と連携の上、より効果的な施策や事業を検討していただきたい。（農林水産総務課）

11 土木建築局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 道路及び河川、砂防に関する事務
都市計画（他局の主管に属する事務を除く。）その他都市の整備に関する事項
住宅及び建築に関する事務
空港、港湾、漁港その他土木に関する事務
- イ 組織体制 17課1担当

課名	土木建築総務課、建設産業課、用地課、技術企画課、道路河川管理課、道路企画課、道路整備課、河川課、砂防課、土砂法指定推進担当、空港振興課、港湾振興課、港湾漁港整備課、都市計画課、下水道公園課、建築課、住宅課、營繕課
----	------------------------------------------------------------------------------------------------------------

ウ 職員数（平成28年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 381人

エ 主な施策（平成27年度）

- 広域的な交流・連携基盤の強化
集客・交流機能の強化とブランド力向上
環境保全と循環型社会の構築
防災・減災対策の充実・強化
自立した生活ができる環境の整備
総合的な交通安全対策の推進
持続可能なまちづくり
社会資本の計画的な維持管理

(2) 監査の結果

【指摘事項】

ア 指定管理業務における管理費用の事務処理について

平成26年度のポートパーク福山管理業務において、管理費用負担額の消費税額を過少に算定して年度別協定書を締結していた。また、管理費用負担額の確定時に生じた修繕費の剩余金について、管理業務仕様書で精算するように定められていたにもかかわらず、消費税額の過少分に充当させていた。適正な事務処理に努められたい。（港湾振興課）

根拠	ポートパーク福山 管理業務仕様書 5 (2)
----	------------------------

イ 物品の管理について

次の物品について、備品出納簿に記録していなかった。適正な事務処理に努められたい。（港湾振興課）

物品	港務艇
根拠	広島県物品管理規則第41条

【改善を求める事項】

特別会計に係る財務書類等の公表について

港湾特別整備事業費特別会計における臨海土地造成事業については、地方公営企業法を適用することとはしていないが、同法の適用対象となる公営企業と同様の会計基準により試算を行い、平成25年度から毎年度、前年度決算に係る貸借対照表を作成・公表しているところであり、引き続き、事業の経営状況を的確に反映した財務情報の開示に努めていただきたい。

あわせて、更なる経営状況の透明化を図るため、統一的基準による財務書類の作成に合わせて、港湾機能施設整備事業も含めた会計全体の財務書類の作成・公表に取り組むとともに、当面は、港湾機能施設整備事業の整備計画や地方債の償還計画、その償還財源となる港湾使用料の推計など、将来の資金収支等を明らかにする資料を作成・公表していただきたい。（土木建築総務課、港湾振興課）

【検討要請事項】

放置艇対策について

放置艇対策については、従来から、規制区域の指定や是正・撤去指導等が実施されているが、依然として、多くの放置艇が存在している。また、放置艇の受け皿として整備した係留保管施設についても、一部の施設を除き、利活用が進んでいない状況であるにもかかわらず、広島観音マリーナや五日市漁港フィッシャリーナに係る指定管理者の収容隻数の目標は低く設定されている。

全国ワースト1位となっている放置艇の解消に向け、効果的な放置艇対策の検討・実施とともに、広島観音マリーナや五日市漁港フィッシャリーナについては、目標設定なども含めたより積極的な取り組みを行い、利用率の向上を図り、公有施設の有効利用に努めていただきたい。（港湾振興課）

12 企業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 工業用水道事業に関する事務
水道用水供給事業に関する事務
土地造成事業に関する事務
- イ 組織体制 3課
- | | |
|----|-------------------|
| 課名 | 企業総務課, 土地整備課, 水道課 |
|----|-------------------|
- ウ 職員数 (平成 28 年 4 月 1 日現在)
公営企業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 51 人
- エ 主な施策 (平成 27 年度)
県営水道送水ルート強化整備事業
黒瀬調整池等増設事業
経営戦略策定事業

(2) 監査の結果

【検討要請事項】

県営と市町の水道事業の連携強化について

県営水道事業及び市町水道事業については、人口減少等により給水需要が減少する中、管路や施設・設備等の老朽化に伴う費用の増加による水道料金の県民負担を抑制する観点から、地域政策局、健康福祉局、企業局が連携して、事業の一層の効率的・効果的な連携方策について検討していただきたい。(水道課)

13 病院事業局

(1) 機関の概要

- ア 主な分掌事務 県立病院の運営に関する事務
- イ 組織体制 1課（県立病院課）
- ウ 職員数（平成28年4月1日現在）
病院事業管理者を含む常勤職員及び再任用職員の合計 16人
- エ 主な施策（平成27年度）
 - 高度急性期医療の提供等（広島病院）
 - 地域と一体となった医療の提供（安芸津病院）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

14 議会事務局

(1) 機関の概要

ア 議員 64人（平成28年4月1日現在）

イ 事務局の概要

（ア）主な分掌事務 議長及び副議長の秘書に関する事務

議員の厚生福利に関する事務

議会本会議などの運営の事務処理に関する事務

各種審査資料の収集及び分析等の準備に関する事務

（イ）組織体制 4課

課名	秘書課、総務課、議事課、政策調査課
----	-------------------

（ウ）職員数（平成28年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 41人

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

15 教育委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委 員 5人

イ 事務局の概要

- (ア) 主な分掌事務
学校教職員の人事管理、学校施設整備に関する事務
県立学校の設置管理、校務運営指導及び教育指導に関する事務
市町教育委員会の指導及び市町立学校の教育指導に関する事務
生涯学習、社会教育及びスポーツの振興に関する事務
文化財の保護活用に関する事務

(イ) 組織体制
2部 13課 1担当

部 名	課 名
管理部	総務課（秘書広報室）、教職員課（福山分室、職員給与室）、施設課、健康福利課、文化財課
教育部	学校経営支援課、学びの変革推進課、県立学校改革担当、義務教育指導課、高校教育指導課、豊かな心育成課、特別支援教育課、生涯学習課、スポーツ振興課

(ウ) 職員数（平成 28 年 4 月 1 日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 347 人

非常勤職員数 30 人

ウ 主な施策（平成 27 年度）

- 「知・徳・体」の「基礎・基本」の定着
社会が求めるグローバル人材の育成
安心して学べる教育環境の確保
信頼される学校づくり
県民総参加の教育の推進

(2) 監査の結果

【改善を求める事項】

長期未納（滞納縫越分）について

次の歳入において、長期未納（滞納縫越分）があり、縮減に向けての取組に一層の努力を要するものがあった。徴収促進と発生の未然防止に努める必要がある。

区 分	長期未納（滞納縫越分） [平成 27 年度決算額]		参考 [平成 26 年度決算額]	
高等学校定時制課程及び通信制課程 修学奨励金貸付金に係る貸出金償還 金（高校教育指導課）	5 人	557, 285 円	5 人	320, 285 円
地域改善対策高等学校等進学奨学金 貸付金に係る貸出金償還金 (高校教育指導課)	226 人	83, 920, 661 円	221 人	79, 142, 564 円

16 県立埋蔵文化財センター

(1) 機関の概要

ア 主な業務 埋蔵文化財の調査研究及び出土遺物の整理収蔵に関する事務

イ 所在地 広島市西区観音新町四丁目8番49号

ウ 職員数 (平成28年4月1日現在)

常勤職員数 5人 (専任職員なし、兼務職員5人)

エ 主な事業実績 (平成27年度)

- ・ 出土遺物の保存処理 202点、出土遺物等の貸出 400点
- ・ 市町職員の発掘調査技術研修3課程
- ・ 出土遺物、写真資料、図書資料の収集・保存
- ・ 農業基盤整備事業地内遺跡発掘調査
- ・ 県立埋蔵文化財センター施設管理

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

17 警察本部

(1) 機関の概要

ア 主な分掌事務 犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締その他公共の安全と秩序の維持に関する事務

イ 組織体制 7部 34課 1室 6隊 1所

部 名	課名等
総務部	総務課、広報課、会計課、施設課、装備課、情報管理課
警務部	警務課、人材育成課、警察安全相談課、厚生課、監察官室、留置管理課
生活安全部	生活安全総務課、人身安全対策課、少年対策課、生活環境課、サイバー犯罪対策課
地域部	地域課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊
刑事部	刑事総務課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、鑑識課、機動捜査隊、科学捜査研究所
交通部	交通企画課、交通規制課、交通指導課、運転免許課、交通機動隊、高速道路交通警察隊
警備部	公安課、警備課、外事課、サミット対策課、機動隊

ウ 職員数（平成28年4月1日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 1,724人

エ 主な施策（平成27年）

「なくそう犯罪」ひろしま新アクション・プランの推進

悪質重要犯罪の徹底検挙

暴力団等の組織犯罪対策・犯罪インフラ対策の推進

交通事故抑止総合対策の推進

少年非行防止総合対策の推進

災害、テロ等緊急事態対策の推進

県民の期待と信頼に応える治安基盤の確立

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

18 警察学校

(1) 機関の概要

ア 主な業務 新任者に対する教育訓練その他所要の教育訓練に関する事務

イ 所在地 安芸郡坂町平成ヶ浜二丁目2番27号

ウ 組織体制 6課（庶務課、会計課、教務課、体練課、学生課、現任課）

エ 職員数（平成28年4月15日現在）

常勤職員及び再任用職員の合計 181人

オ 主な事業実績（平成27年度）

・教養実施状況

区分			教養期間			入校状況			
採用時教養	初任科	大学卒	6か月	4か月	—	2	134		
		その他	10か月	4か月	—	2	74		
	初任補修科	大学卒	2か月	—	3か月	2	126		
		その他	3か月	—	4か月	2	56		
	一般職員初任科		4週間			1	17		
	小計		—			9	407		
任用時教養	警部補任用科		12日間			1	18		
	巡査部長任用科		12日間			1	13		
	部門別任用科		12~28日間			5	120		
各種専科			4~18日間			46	666		
小計			—			53	817		
合計			—			62	1,224		

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

19 選挙管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委 員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 公職選挙法・政治資金規正法・政党助成法に関すること

(イ) 職員数 (平成28年4月1日現在)

常勤職員数 4人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

20 監査委員事務局

(1) 機関の概要

ア 監査委員 4人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 定例監査等の監査の執行に関する事務

決算審査等、例月出納検査、住民監査請求及び外部監査に関する事務

(イ) 職員数（平成28年4月1日現在）

常勤職員数 17人（併任職員を除く。）

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

21 人事委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員	3人		
イ 事務局の概要			
(ア) 主な分掌事務	人事行政に関する調査に関する事務 給与、勤務時間その他の勤務条件など職員に関する制度の研究及び勧告 職員の競争試験及び選考に関する事務 職員の勤務条件に関する措置の要求及び職員に対する不利益処分の審査に関する事務		
(イ) 組織体制	2課		
(ウ) 職員数 (平成 28 年 4 月 1 日現在)	<table border="1"><tr><td>課名</td><td>合同総務課、公務員課</td></tr></table>	課名	合同総務課、公務員課
課名	合同総務課、公務員課		
	常勤職員数 19人		

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

22 労働委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15 人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 労働争議のあっせん、調停及び仲裁に関する事務

労働組合の資格審査に関する事務

不当労働行為の審査に関する事務

(イ) 職員数 (平成 28 年 4 月 1 日現在)

常勤職員数 11 人 (併任職員を除く。)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

23 広島海区漁業調整委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 15人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理やその他漁業調整に関する事務

(イ) 職員数 (平成28年4月1日現在)

常勤職員数 4人 (専任職員なし、併任職員数4人)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

24 広島県内水面漁場管理委員会事務局

(1) 機関の概要

ア 委員 10人

イ 事務局の概要

(ア) 主な分掌事務 漁業法及びその他の法令に基づく知事からの諮問の処理並びに内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事務

(イ) 職員数 (平成28年4月1日現在)

常勤職員数 4人 (専任職員なし、併任職員数4人)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。

25 収用委員会

(1) 機関の概要

- ア 委員 委員 7 人, 予備委員 2 人
- イ 事務組織の概要
 - (ア) 主な分掌事務 土地収用に関する事務
 - (イ) 組織体制 (平成 28 年 4 月 1 日現在)
専任職員なし (土木建築総務課が事務を執行)

(2) 監査の結果

特に指摘すべき事項はなかった。